

令和2年度 障害者を対象とした 群馬県職員採用選考考査（第2回）受験案内

群馬県人事委員会

- 申込受付期間
(インターネット) 令和2年 7月22日(水)～8月16日(日) (受信有効)
(郵送) 令和2年 7月22日(水)～8月17日(月) (消印有効)
- 第1次考査日 令和2年 9月20日(日)
- 第2次考査日 令和2年11月 1日(日)、2日(月) (2日間) 予定

この選考考査は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障害者の雇用促進を図っていくために実施するものです。

○新型コロナウイルス感染症等への対応について

日程・会場の変更やその他注意事項について、電子メール及び県職員採用情報ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>) でお知らせすることがありますので、事前に確認の上、受験してください。

1 考査区分・採用予定人員・職務内容等

考査区分	採用予定人員	職務内容等
併願可	行政事務	2名程度 知事部局又は企業局に勤務し、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。
	学校事務	1名程度 県立高等学校・特別支援学校等に勤務し、学校事務（学校図書館事務を含む）に従事します。
警察事務	1名程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

- (注1) 採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。選考考査の結果、合格者がいない場合もあります。
- (注2) 上記の考査区分のうち、「行政事務」と「学校事務」は2つのうち1つを第1志望とし、もう一方を任意で第2志望とすることができます。ただし、申込受付後に志望順位を変更することはできません。なお、志望しない考査区分で合格することはありません。
- (注3) 「警察事務」は、他の考査区分との併願はできません。
- (注4) 同一日に実施する他の試験・選考考査と重複して申し込むことはできません。

2 考査日・会場・合格発表日

区分	考査日	会場	合格発表日
第1次考査	9月20日(日) 午前9時45分着席 午後2時15分頃 終了予定 (点字は午後3時25分頃終了予定)	群馬県庁 (前橋市大手町1-1-1)	10月2日(金)
第2次考査	11月1日(日)及び 2日(月) 予定		11月13日(金)

- ※ 上記については予定であり、変更する場合があります。
- ※ 第1次考査の詳細は、8月28日(金)頃に送付する受験通知書をご確認ください。
- ※ 第1次考査合格発表は、県庁内掲示板に掲示するほか、合格者に文書で通知します。
このほか群馬県職員採用情報ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>)にも掲載します。
- ※ 第2次考査の詳細は、第1次考査合格通知でお知らせします。
- ※ 群馬県職員採用選考考査には、追加合格制度があります。
最終合格決定後、辞退等が発生し採用予定者数を確保できない場合に、不合格者の中から高得点順に追加合格となる場合があります。

3 受験資格

次の1から4の要件すべてを満たす人が受験できます。また、下記の注意書きもご覧ください。

1 次のすべての要件を満たす人

(1) 昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

(2) 次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている人

ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）、産業医若しくは健康管理医等による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

イ 都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

2 日本国籍を有する人

3 地方公務員法第16条のいずれにも該当しない人

4 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない人

(注1) 上記の手帳等は第1次考査日当日において有効であることが必要です。また、手帳の名称については、交付している地方公共団体による独自の名称が付されている場合があります。ご自身の手帳の種類が不明な場合は、交付元の地方公共団体の窓口で確認してください。

(注2) 第1次考査当日に手帳等を持参していただきます。また、採用後においても、障害者雇用状況調査のため、手帳等の提示を求めることがあります。

(注3) 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続には時間を要しますので、ご注意ください。

(注4) 採用時点において手帳が更新されない人は採用される資格を失います。

(注5) 上記の手帳等の内容については、受験資格の確認のため、こちらから連絡させていただく場合があります。

(注6) 地方公務員法第16条は以下のとおりです。該当する人は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(注7) 受験資格について不明な点は、群馬県人事委員会事務局（TEL：027-226-2745）にお問い合わせください。

4 考査の方法

(1) 考査区分・種目・配点・内容

区分	種目	配点	内 容
第1次考査	教養試験 (択一式) (90分) (点字は135分)	200	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の試験を行います。30問出題、全問必須解答。 出題分野 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
	作文試験(60分) (点字は90分)	100	内容、構成、表現力等について試験を行います。(600字) なお、採点は第2次考査で行います。
第2次考査	人物試験	500	個別面接及び適性検査を行い、人物について総合的に評価します。 個別面接では、自己PRタイム(約1分間)を設けます。

※ いずれかの種目において一定の基準に達しない場合は、他の成績にかかわらず不合格となります。

※ 第1次考査合格者は、教養試験の得点による成績に基づいて決定します。

最終合格者は、第1次考査及び第2次考査の合計点による成績に基づいて決定します。

※ 上記の試験時間は通常の間です。合理的な配慮として試験時間の延長ができる場合があります。

詳しくは「7 障害を理由とする受験又は勤務する上での配慮」をご覧ください。

(2) 点字及び拡大文字による受験

・視覚に障害がある方は、点字又は拡大文字による受験が可能です。点字又は拡大文字の受験を希望する場合は、受験申込の際に必ず群馬県人事委員会事務局任用係(TEL: 027-226-2745(ダイヤルイン))へ申し出てください(点字の受験案内を用意しています)。

・点字による受験は、教養試験及び作文試験ともに点字による出題・解答となりますので、点字用の器具を各自で持参してください。

・点字による受験は、試験時間及び作文試験の文字数が異なります。

・拡大文字による試験問題は、活字印刷文(11ポイント)を面積倍率で2倍に拡大します。

拡大した文字の大きさは以下を参考にしてください。

拡大文字 あ イ 字 E 1 ②

5 申込手続

原則、インターネットにより申込を行ってください。インターネットによる申込が困難な場合には、郵送により申込を行ってください。

なお、申込方法によって受付期間が異なるので注意するとともに、早めに申し込んでください。

インターネットによる場合(7月22日(水)～8月16日(日)23時59分(受信有効))

申込方法	群馬県職員採用情報ホームページ(http://www.pref.gunma.jp/saiyou/)にアクセスして「インターネット申込(電子申請)」をクリックし、内容をよく読んでから申し込んでください。 申込が完了した場合、申込完了をお知らせするメールが届きます。メールが届かない場合は、申込は完了していませんので、必ずメールを確認してください。インターネット受付期間が過ぎてしまった場合には、郵送により申し込んでください。 ※利用者ID・パスワード及び、申込完了時に表示される整理番号・パスワードは必ず印刷し、なくさないように保管してください。 ※パソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。使用するパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、ご了承ください。
------	--

郵送による場合(7月22日(水)～8月17日(月)(消印有効))

申込書	所定の申込用紙に必要事項を記入してください。 必要事項を記入する欄は裏面にもありますので、忘れずに記入してください。
申込書提出方法	角形2号の封筒を用いて、簡易書留により送付してください。 封筒の表には、赤字で「職員採用選考考査申込(障害者対象)」と書き、次に記載する「提出先」あてに送付してください。 封筒の裏には、申込者の住所・氏名を必ず記入してください。
提出先	群馬県人事委員会事務局任用係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
その他	本申込書は、郵便法に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。 申込期間終了後に送付された申込書は、理由のいかんにかかわらず一切受付しません。

共通留意事項

8月28日（金）頃、考査日時等の詳細を記載した受験通知書を送付します。

受験通知書が9月4日（金）までに届かない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（TEL：027-226-2745（ダイヤル））にお問い合わせください。

第1次考査当日、受験通知書に同封した受験票に、写真を貼って持参してください。受験票に写真が貼られていない場合は、受験できないことがありますので、注意してください。

6 受験の際の注意事項

- (1) 第1次考査日は、午前9時45分までに着席し、受験上の注意を受けてください。また、考査会場は敷地内を含めて全面禁煙です。
- (2) 第1次考査では、スーツを着用する必要はありません。受験しやすい服装で体調管理を行ってください。
- (3) 第1次考査日に持参するものは以下の予定です。（詳細は受験通知書に記載します。）なお、携帯電話やスマートフォン、腕時計型ウェアラブルコンピュータなどを時計代わりに使用することはできません。
 - ①受験通知書及び受験者本人の写真を貼った受験票（受験通知書及び受験票は、8月28日頃に申込者あて発送します。）
 - ②障害者手帳・診断書等の原本
 - ③筆記用具（HBの鉛筆3本以上、消しゴム、黒ボールペン、鉛筆削り）
 - ④昼食
 - ⑤ゴミ袋（消しゴムかす等を入れるため）
 - ⑥マスク（感染症予防のため、着用をお願いします。）
 - ⑦受験のために必要な福祉機器や補助具等（必要な人のみ）
- (4) 必ず、事前に考査会場と移動経路、当日の公共交通機関の運行状況等を確認しておいてください。

7 障害を理由とする受験又は勤務する上での配慮

- ・受験の際に福祉機器や補助具等の使用が必要な場合は、会場準備等のために必要ですので、必ず申込書の所定欄に記入してください。申込書への記入がない場合は、福祉機器や補助具等を使用できない場合があります。必要に応じて、本人あて確認の連絡をします。
- ・下記(1)又は(2)の障害のある方は試験時間の延長ができます。その場合、教養試験の解答時間を延長し、115分（通常90分）とします。作文試験の解答時間の延長はありません。希望する人は、申込書の「その他配慮が必要な事項」欄に必ず記入してください。また、措置の対象となるかどうか確認をするため、受験申込み後、事前に専門医の診断書等を別途提出していただきます。
 - (1) 良い方の矯正視力が0.15以下の方及び視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方
 - (2) 読字障害のある方で医学的観点から解答時間の延長が認められる方
- ・第2次考査の個別面接では、受験者が登録等をしている就労支援機関などの職員の同席を合理的配慮として認めます。希望する人は、会場等の準備のため、申込書の所定欄に記入してください。
- ・その他、受験時や勤務をする上で配慮が必要な事項がある方は、申込書の所定欄に記入してください。配慮の内容を具体的に申し出ることが困難な場合は、支障となることが見込まれる事情を所定欄に記入してください。
- ・ご希望は十分に尊重させていただきますが、内容によっては考査の実施上、配慮できない場合があります。
- ・上記についてご不明な点は、群馬県人事委員会事務局（TEL:027-226-2745）にお問い合わせください。
- ・なお、受験上の配慮への対応に時間を要することがありますので、申込締切を待たず、早めにお申し込みください。

8 勤務条件等

(1) 初任給等

新規採用後の初任給の給料月額、高等学校卒の場合、おおよそ153,900円（令和2年4月1日現在）です。また、大学等の上位の学歴や職歴などがある場合には、一定の基準により増額されます。

なお、基本給以外に、地域手当・扶養手当・通勤手当・住居手当・特殊勤務手当などがその人の条件に応じて支給され、さらに期末手当・勤勉手当が支給されます。

(2) 勤務時間や休暇等

1日の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までで、1週間平均の勤務時間は38時間45分です。また、土・日曜日、祝日、年末年始は原則として休みです。ただし、交替制勤務が必要とされる職場については、週休日に相当する日が別に定められます。

休暇は、20日の年次有給休暇が付与され、時間単位での取得も可能です。また、夏季休暇、結婚休暇などの特別休暇、傷病による病気休暇、介護休暇、育児休業制度などがあります。

9 考査結果の開示

選考考査の結果については、群馬県個人情報保護条例第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます。

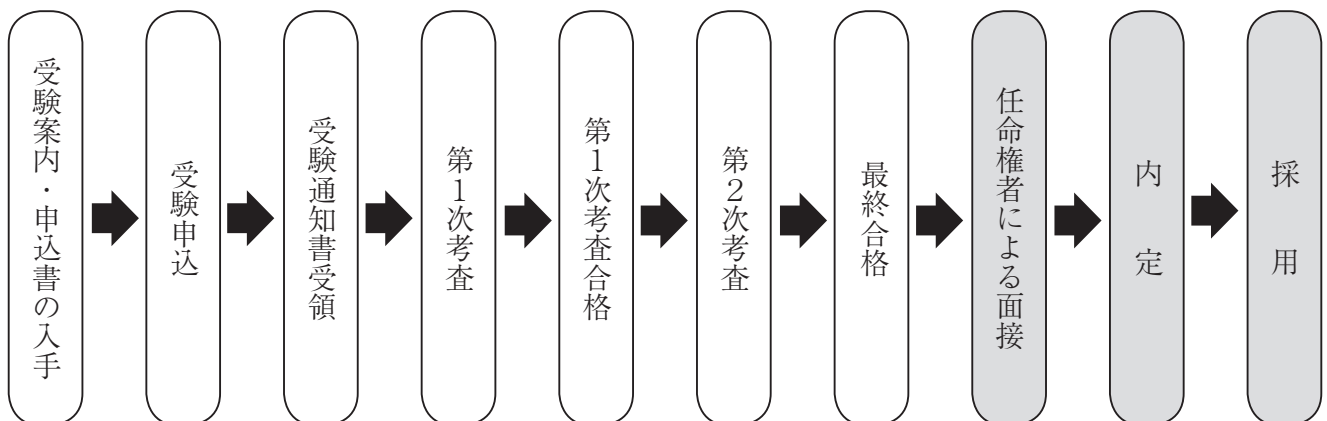
請求できるのは、原則として最終合格発表日から1月間となります。ただし、最終合格発表に至る前に考査結果が確定した場合には、請求できる期間が異なりますのでご注意ください（下表参照）。

	請求できる期間	開示請求対象及び内容	開示する場所
選考考査	第2次考査合格発表日から1月間	第2次考査までの総合得点及び順位	人事委員会事務局 (県庁26階)
第1次考査で不合格	第1次考査合格発表日から1月間	第1次考査の総合得点及び順位	

開示を希望する場合には、受験者本人が受験通知書（又は自動車運転免許証等本人を証明できる書類）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に、人事委員会事務局に直接お越しください。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。また、電話、メール、ファクシミリ、はがき等による開示の請求はできません。

10 受験申込から採用まで



◎採用は令和3年4月1日の予定です。

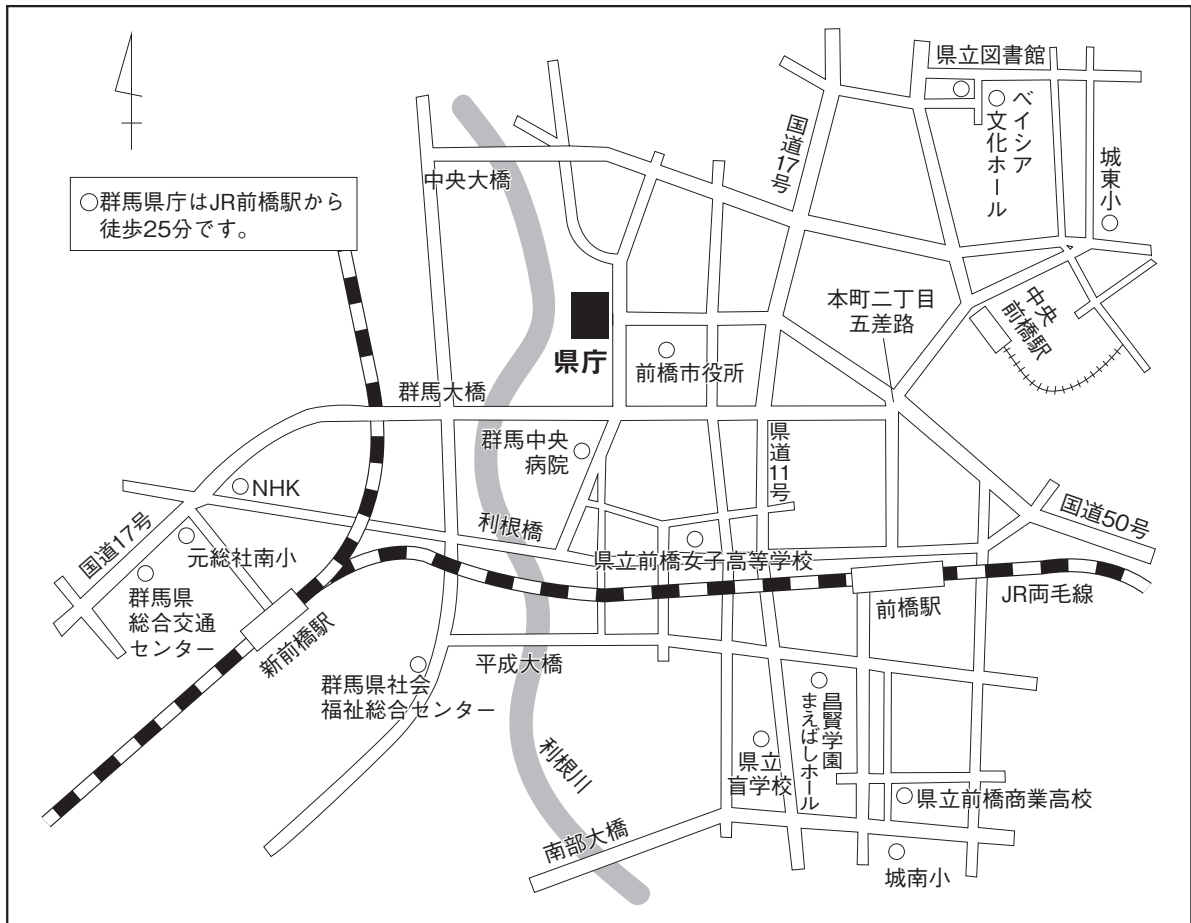
11 実施状況

職 種	2019年度（令和元年度）					
	第 1 回			第 2 回		
	受験者数	合格者数	倍率	受験者数	合格者数	倍率
行政事務 (障害者対象)	33	3	11.0	19	2	9.5
学校事務 (障害者対象)	33	1	33.0	17	1	17.0
警察事務 (障害者対象)				7	1	7.0

※行政事務(障害者対象)と学校事務(障害者対象)は併願可能なため、受験者数、倍率は併願者分重複しています。

※2019年度(令和元年度)第1回は行政事務(障害者対象)及び学校事務(障害者対象)のみ実施しました。

考査会場案内図



※群馬県人事委員会事務局では、有料で考査の合否の連絡を請け負うことは一切行っていません。

※点字の受験案内が必要な方は群馬県人事委員会事務局へお問い合わせください。

この選考考査についてのお問い合わせは
群馬県人事委員会事務局

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
 TEL (027)226-2745(ダイヤルイン)